

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月29日

【会社名】 AOI TYO Holdings株式会社

【英訳名】 AOI TYO Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長COO 中 江 康 人

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目5番1号

【電話番号】 03(6893)5005

【事務連絡者氏名】 専務取締役 譲 原 理

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目5番1号

【電話番号】 03(3779)8415

【事務連絡者氏名】 専務取締役 譲 原 理

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年3月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円

総額 530,097,040円

ロ 効力発生日

平成30年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 経営の一層の効率化と合理化を目的としたグループの管理部門の当社への集約を行うため、本店を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から東京都品川区に変更するものであります。

ロ 今後の事業展開の拡大及び経営体制の強化に備えるため、現行定款第21条（員数）第1項に定める取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を4名以内から10名以内に変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、吉田博昭、中江康人、譲原理、上窪弘晃の4氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

本定時株主総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につきましては、当社の経営体制の状況、第2号議案が承認されたことに伴い取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数が10名以内となること、経済情勢等、諸般の事情を検討した結果、当社の定款附則第2条第1項にて、年額2億円以内と定めていた報酬額を年額5億円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

本定時株主総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を検討した結果、年額5,000万円以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当社の子会社（株式会社AOI Pro.及び株式会社ティー・ワイ・オー）の取締役（業務執行取締役でない取締役を除く）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））」を導入するものがあります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	152,691	330	4	(注) 1	可決 (95.53)
第2号議案 定款一部変更の件	145,686	7,339	0	(注) 2	可決 (91.15)
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除く）4名選任の件					
吉田 博昭	152,060	962	3	(注) 3	可決 (95.14)
中江 康人	152,070	952	3		可決 (95.14)
譲原 理	152,624	398	3		可決 (95.49)
上窪 弘晃	152,625	397	3		可決 (95.49)
第4号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除く）の報酬額決定の 件	148,795	4,182	43	(注) 1	可決 (93.10)
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	152,217	764	44	(注) 1	可決 (95.23)
第6号議案 取締役（監査等委員 である取締役及び社 外取締役を除く）に 対する業績連動型株 式報酬制度の導入の 件	128,436	24,541	43	(注) 1	可決 (80.36)

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。